



## 教育課 からの お知らせ

本庁 生涯学習チーム TEL 0994-22-0517  
教育総務チーム TEL 0994-22-0517

### ■ 新春書初め展の開催について

新春書初め会で書き上げた作品を錦江町文化センター町民ギャラリーに展示致しますのでぜひお越し下さい。詳しい内容につきましては生涯学習課までお問い合わせ下さい。

- 日程…平成 26 年 1 月 18 日（土）～平成 26 年 1 月 26 日（日）まで（20 日は休館日）
- 時間…午後 1 時 30 分～午後 3 時まで
- 場所…錦江町文化センター町民ギャラリー

### ■ 平成 26 年度 錦江町奨学生募集について

平成 26 年度錦江町奨学生募集要項が次のとおり決まりました。希望される方は、錦江町教育委員会まで申し出てください。

**1 趣旨** この奨学制度は、学業及び人物が優れているにもかかわらず、経済的理由によって就学が困難な学生・生徒に対して奨学資金の貸与を行い、もって本町教育の発展を図るものである。

#### 2 奨学金の種類・貸与月額

- 大学奨学生 月額 20,000 円以内
- 高校奨学生 月額 15,000 円以内

#### 3 応募の資格

奨学金の貸付を受ける生徒は、高等学校及び大学（高専、短大、専門学校及び大学院を含む。）に在学中の者で、次に挙げるものとする。

- ① 経済的理由により就学困難な者
- ② 勉学に努力し、学力、品行が極めて優秀かつ心身共に健全である者
- ③ 本町に住所を有する者の子弟である者

#### 4 貸付及び償還

● 貸付の期間…当該学校の正規の在学期間中とする。

● 償還…奨学資金は、無利子とし、卒業した年度の翌年度から次の期間内で償還しなければならない。

- ① 高等学校在学期間に貸付けを受けた者…………… 5 年
- ② 大学在学期間に貸付けを受けた者…………… 5 年
- ③ 高等学校及び大学在学期間を通して貸付けを受けた者…… 10 年

償還は、月賦、半年賦又は年賦によるものとする。ただし、全額又は一部を繰り上げて返還することができる。

#### 5 提出書類

- ① 錦江町奨学資金貸付願出書
- ② 錦江町奨学生推薦調書

#### 6 申請の手続き

前項の提出書類を作成の上、平成 26 年 3 月 31 日までに錦江町教育委員会へ提出してください。

#### 7 採用予定者の決定及び通知

平成 26 年 4 月 30 日までに採用予定者を決定し、本人に通知します。

詳しいお問い合わせにつきましては、教育総務チームまでお問い合わせ下さい。



## 企画課 からの お知らせ

本庁 観光広報チーム TEL 0994-22-3032

### ■ トロピカルガーデンかみかわの指定管理者を募集します。

トロピカルガーデンかみかわの効率的、効果的な管理運営のため指定管理者を募集します。

#### ● 募集期間：

平成 26 年 1 月 9 日（木）から 2 月 20 日（木）まで

#### ● 指定期間：

平成 26 年 4 月 1 日から 29 年 3 月 31 日まで

詳細については、企画課観光広報チームへお問い合わせください。

